

平成25年第2回小山町議会5月臨時会会議録

平成25年5月10日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前9時30分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	経 済 建 設 部 長	池谷 精市君
住民福祉部長	羽佐田 武君	教 育 部 長	高橋 忠幸君
町長戦略課長	小野 学君	総 務 課 長	田代 順泰君
税 務 課 長	湯山 正敏君	建 設 課 長	岩田 芳和君
こども育成課長	湯山 博一君	総務課副参事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 5番 桜井光一君 6番 渡辺悦郎君

閉 会 午前9時58分

(議 事 日 程)

- |             |   |
|-------------|---|
| 日程第1        | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第2        | 会期の決定                                       |
| 日程第3        | 町長提案説明                                      |
| 日程第4 承認第1号  | 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）         |
| 日程第5 承認第2号  | 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）   |
| 日程第6 承認第3号  | 専決処分の承認を求めることについて（小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第7 報告第1号  | 専決処分の報告について                                 |
| 日程第8 議案第34号 | 工事請負契約の締結について<br>「平成25年度 きたごう保育園園舎建設工事」     |
| 日程第9 議案第35号 | 工事請負契約の締結について<br>「平成25年度 きたごう保育園外構工事」       |

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

議

事

午前9時30分 開会

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから平成25年第2回小山町議会5月臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（真田 勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 桜井光一君、6番 渡辺悦郎君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（真田 勝君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は5月10日、1日と決定しました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（真田 勝君） 日程第3 町長提案説明についてを議題とします。

本臨時会に提出されました、承認第1号から議案第35号までの6議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成25年第2回小山町議会5月臨時会を開催するに当たり、議員の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、専決処分の承認3件、報告1件、契約の締結2件の、合計6件であります。

はじめに、承認第1号、第2号及び第3号専決処分の承認を求めることについてであります。

承認第1号及び第2号は、地方税法の一部を改正する法律等が3月30日に公布されたことに伴

い、小山町税条例及び小山町国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。承認第3号は、職員に支給する地域手当の支給割合を変更するため、小山町職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。これら3件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、報告第1号専決処分の報告についてであります。

本案は、町道において発生した自動車損傷事故における損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第34号 工事請負契約の締結「平成25年度 きたごう保育園園舎建設工事及び議案第35号 工事請負契約の締結「平成25年度 きたごう保育園外構工事」についてであります。

本案は、北郷幼稚園園舎に幼保一元化施設を建設し、園舎の整備をすることに伴い、工事の請負契約を締結したいので地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、承認第1号から議案第35号までの提案説明であります。

このあと、各担当部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

---

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）

○議長（真田 勝君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、原則として、平成25年4月1日から施行することとされました。

小山町税条例は、地方税法に基づいた条例であり、今回の一部改正につきましても、地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をし、平成25年4月1日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正は、個人住民税における住宅ローン控除の対象期間の延長と、控除限度額の拡充、東日本大震災からの復興を支援するための税制上の対応を講じる他、国税の見直しに合わせ地方税の延滞金の利率を引き下げるものが主な改正です。詳細につきましては、お手元の条例改正資料新旧対照表をご覧ください。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、直ちに質疑を行います。質疑はありません

か。

○8番(湯山鉄夫君) 新旧対照表の5ページに記載されております特別土地保有税に関しまして1点だけお伺いさせていただきます。かつて、バブル期におきまして、土地の流動化あるいはそれぞれの企業や法人が土地の取得に奔走した時代がございました。この時に、特別土地保有税これは臨時立法でございましたけれども、特別土地保有税が当町においても実施をされまして、平成15年、臨時立法でありますので15年をもって終了となりました。この間当町におきましては、相当の税収が入ったわけでありましてけれども、今回、この特別土地保有税につきましてお聞きいたしますのは、131条の第4項、この特別土地保有税につきましては、土地区画整備事業あるいは土地改良に限定をした特別土地保有税の課税対象となっているのか、この点につきまして少し説明をしていただきたいと思いますというわけでございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長(真田 勝君) 答弁を求めます。

○税務課長(湯山正敏君) 湯山議員の御質問にお答えします。まず、特別土地保有税ですが、現在、特別土地保有税に関しましては、当町では課税をしておりません。特別土地保有税の131条関係でございまして、これにつきましては、ここで税条例の改正した理由といたしましては、独立行政法人森林総合研究所が今まであったわけですが、これが機構の見直し等で国の方で廃止になったということで、その条文を見直すことで、それがなくなったことによりまして文言の整理に留まっております。

以上です。

○議長(真田 勝君) ほかに質疑は、ありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、承認第1号は、これを承認することに決定しました。

---

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(真田 勝君) 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国

民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田 武君。

○住民福祉部長(羽佐田 武君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)であります。

地方税法の一部を改正する法律等が、平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されました。小山町国民健康保険税条例は、地方税法に基づく条例であり、今回の一部改正についても、地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をし、平成25年4月1日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正は、国民健康保険税の世帯別平等割額等の減額について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者をその算定上含むこととする措置を、移行後5年までの間に限るとしていた要件を撤廃し、恒久的な措置とすることと、特定世帯に対し世帯別平等割額を2分の1軽減する措置に加え、特定継続世帯においては、世帯別平等割額を4分の1軽減する措置とするものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

---

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

○議長(真田 勝君) 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長(室伏博行君) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(小山町職員

の給与に関する条例の一部を改正する条例) についてであります。

職員に支給する地域手当の支給割合を変更する条例改正を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

条例改正の内容であります。今回の4月1日付け人事異動に伴いまして、林野庁に研修派遣する職員の地域手当の支給割合について、人事院規則の規定に基づき、東京都特別区内の地域に在勤する職員の支給割合であります18パーセントとなるよう改正するものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

---

日程第7 報告第1号 専決処分の報告について

○議長(真田 勝君) 日程第7 報告第1号 専決処分の報告を議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 報告第1号 専決処分の報告についてであります。

町道において発生した自動車損傷事故における損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により決定し、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

事故の概要であります。平成25年3月25日午後5時10分頃、竹之下地内の町道2423号線を走行中の2tトラックが、前方より進行してきた大型車と、その場で交互通行を行おうとしたが、場所がカーブであったためすれ違いが出来ず、車をバックし大型車とすれ違いを行おうとした際、右後輪タイヤが道路上の側溝に設置していた溝蓋を跳ね上げ車両下部を損傷したものであります。

過失相殺の結果、この時生じた損害賠償金8万4千683円を町が支払うことで、示談が整い、平成25年4月10日に専決処分したものであります。なお、これらの賠償金については、町が加入する

全国町村会総合賠償保障保険により全額補てんされます。今後、町道の維持管理及び事故防止につきまして、さらに細心の注意を払い管理をまいります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は終了しました。

本報告は、地方自治法第180条の第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第8 議案第34号 工事請負契約の締結について「平成25年度 きたごう保育園園舎建設工事」

○議長（真田 勝君） 日程第8 議案第34号 工事請負契約の締結について「平成25年度 きたごう保育園園舎建設工事」を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠行君） 議案第34号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成25年度 きたごう保育園園舎建設工事の請負契約の締結であります。

工事の内容は、北郷幼稚園園舎に増築して幼保一元化施設を建設し、きたごう保育園の耐震化及び多様な保育に対応するものであります。工事入札は、去る5月7日、建設業者6者による指名競争入札を執行したところ、富士峰建設株式会社が3億3千350万円で落札決定し、消費税相当額1千667万5千円を加え、3億5千17万5千円で工事請負契約を締結するものであります。

工事の完成予定期日は、平成26年2月28日としております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第35号 工事請負契約の締結について「平成25年度 きたごう保育園外構工事」

○議長（真田 勝君） 日程第9 議案第35号 工事請負契約の締結について「平成25年度 きたごう保育園外構工事」を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠行君） 議案第35号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成25年度 きたごう保育園外構工事の請負契約の締結であります。

工事の内容は、擁壁工やフェンス・調整池の設置工・駐車場整備等を行い、先ほどの議案第34号「平成25年度 きたごう保育園園舎建設工事」に伴うものであります。工事入札は、去る5月7日、建設業者7者による指名競争入札を執行したところ、株式会社和太組が6千400万円で落札決定し、消費税相当額320万円を加え、6千720万円で工事請負契約を締結するものであります。

工事の完成予定期日は、平成26年2月28日としております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は全部終了しました。

それでは、これにて議事を閉じ、平成25年第2回小山町議会5月臨時会を閉会といたします。

午前9時58分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 桜 井 光 一

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎